

## 京都府 災害時応急対応業務マニュアル案等（第2回検討委員会）に関する市町村等の意見及び対応

- 京都府災害時応急対応業務マニュアル案、市町村災害時応急対応業務標準マニュアル案について、第2回検討委員会開催後に、市町村及び各部局等へ照会を実施

意 見	対 応
マニュアル記載のほかに、それぞれの市町で他にやらないといけないことも加えていかないといけない。	<p>&lt;資料1-2 論点4②と同様&gt;</p> <p>京都府版 市町村災害時応急対応業務標準マニュアル（資料5-1）の解説のページ（注意事項（1））に「すでに災害時応急対応業務マニュアル等を作成している市町村にあっては、本マニュアルを参考に既存のマニュアルを見直す」と記載し、本マニュアルだけで足りるものではないことを明記した。</p> <p>なお、既存のマニュアルを見直す具体的な内容としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本マニュアルに記載があつて既存のマニュアルに記載されていない業務について、必要に応じて既存のマニュアルに反映させるほか、</li> <li>・既存のマニュアルにおいて業務の進捗管理ができる工夫をすることが望ましい」こととした。</li> </ul>
マニュアルに記載する項目は必須実施項目となり、地域防災計画に反映させるのか。マニュアルどおりに動くよう変更しなければならないのか。	<p>&lt;資料1-2 論点4③と同様&gt;</p> <p>すべての項目が必ずしも必須実施項目ではなく、京都府版 市町村災害時応急対応業務標準マニュアル（資料5-1）の解説のページ（注意事項（2））に、（マニュアル中で明確に区別していないが）「市町村間で共通して行うべき最低限の業務と、直ちに実施が困難であっても応援等を得て実施することが望ましい業務」があることを明記した。</p>
マニュアルには確実に出来る内容のみを書くべきである。	標準リストを元にした目次を付ける。
目次のようなものがあれば、取り組むべきことが一目で分かる。	
水害編と地震編を分けて冊子にした方が、いざというときには見やすいのではないか。	水害編と地震編に分けることとする。（作業中）
現在、情報収集ルートが錯綜しており、収集すべき情報とそのルートを定型化する必要がある。	<資料1-2 その他と同じ>
災害対策支部との関係が不明である。	支部が行うべき業務・手順については、マニュアルの「手順」欄や「担当班」において「支部」と記載する。

